

生徒心得

1 通学について

- (1) 通学時は交通ルール・マナーを守り、事故のないよう安全に留意し、始業時間（8時35分）に間に合うよう余裕を持って登校すること。
- (2) 登校後は無断で校外へ出ることを禁止する。校外へ出る必要がある場合は、許可を得ること。
- (3) 授業・補習・部活動等終了後は、完全下校までに速やかに下校すること。
- (4) 自転車通学を希望する場合は、所定の手続きをして許可を得ること。
通学時は、道路交通法を遵守すること。傘差し運転・2人乗り・並列走行・イヤフォン装着等は禁止する。また、自転車本体に傘を取り付けるための器具の装着も安全面から禁止する。違反行為があった場合は、自転車通学許可を取り消すことがある。

2 服装・持ち物について

- (1) 通学時は、所定の制服を着用すること。着用については制服規程に従うこと。
- (2) 校外での学校行事、部活動等がある場合は、特別の指示がない限り制服を着用すること。
- (3) 生徒証明書は、常に携帯すること。
- (4) 通学靴は、活動しやすいものとする。校内では指定の上履きを使用し、体育館では指定のシューズを使用すること。
- (5) マフラー（ネックウォーマー）、手袋、コート類は、原則授業中に着用しないこと。
- (6) 携帯電話（スマートフォンを含む）の所持は認めるが、校内での使用は禁止する。校内では電源を切り、かばんの中に入れておくこと。携帯電話を使用しなければならない場合は、教員の許可を得ること。ただし、平日の17時以降及び、休日については家庭との必要最小限の連絡に限り使用を許可する。
- (7) 学習用タブレット端末については、別途定められた指示に従い使用すること。
- (8) 持ち物は、氏名を記載する等各自で責任を持ち管理すること。
- (9) 個人ロッカーは、清潔に使用し、鍵の管理は各自で行うこと。また、貴重品は入れたままにせず必ず持ち帰ること。
- (10) 学校生活に不必要な物や必要以上の金銭を持ってこないこと。
- (11) 頭髪加工（パーマ・染色・脱色・つけ毛等）、アクセサリーの着用（指輪・ネックレス・腕輪・イヤリング・ピアス等）、化粧（マニキュア等）は禁止とする。
- (12) 校内での拾得物は、生徒指導部に届け出ること。持ち物を紛失した場合は、生徒指導部に届け出るとともに落とし物ケースを確認すること。

3 生活上の諸注意について

- (1) 人に不快感を与えるような言動は慎むこと。
- (2) 飲酒・喫煙・暴力行為・万引き・違法薬物等（所持及び使用）・遊興施設への出入り等、法令で禁止されている行為を行わないこと。
- (3) アルバイトは原則禁止とする。ただし、家庭の事情等によりやむを得ない場合は、所定の手続きにより認める場合もある。
- (4) 在学中の自動車・自動二輪・原動機付自転車（以下、自動車・バイク等）の運転免許証の取得及び自動車・バイク等の購入・運転等を禁止とする。
- (5) 情報機器を使用する場合は、一般的なマナーを守り、周囲の人々や状況に配慮し、法令に違反する行為や学校が禁止する行為は行わないこと。
情報機器を操作する際のユーザーID・パスワード等の個人情報の管理は、各自が責任を持ち適切に行うこと。他人にパスワードを教えたり、IDを不正に利用する等の行為は禁止とする。

情報機器を用いての写真、動画の撮影は、肖像権に配慮し、学校の内外を問わずみだりに撮影、公開等をしないこと。

情報機器やネットワークの利用により、トラブルに巻き込まれることのないよう十分注意すること。

SNSに個人情報や他人を誹謗中傷する内容を書き込まないこと。

万一、トラブルに巻き込まれた場合は、1人で解決しようとせず、保護者等や学校に相談すること。

(6) 法令に違反する行為、学校が禁止する行為をした場合は、生徒指導の対象とする。

4 欠課、欠席について

(1) 遅刻、早退、欠課の予定がある場合は、事前にHR担任に申し出ること。

1校時中15分以上授業をうけなかった場合は、欠課とする。

体育の欠課・見学は、所定の用紙により届け出ること。

(2) 欠席

WEB上のフォーム又は電話等で始業までに連絡すること。電話の場合、時間外は留守番電話対応となる。

(3) 病気、ケガ等により1週間以上欠席の場合、医師の診断書の提出を求めることがある。

(4) 忌引

所定の用紙により届け出ること。

ア 保護者等（後見人を含む）の場合 7日

イ 曾祖父母、祖父母、兄弟姉妹の場合 3日

ウ おじ、おば、甥、姪の場合 1日

ただし、遠隔地へ行く必要がある場合は、実際に要する往復日数を加算する。また、忌引となる期間は休業日も含めた日数を加算とする。

(5) 公欠

ア 公欠申請書に必要事項を記入し公欠の3日前までに教育推進部へ提出し公欠許可書を受け取ること。

ただし、進路関係による公欠の場合は、進路指導部へ提出すること。

イ 公欠の前日までに、該当教科担当に公欠許可書を提出し確認を受け、HR担任へ提出すること。

(6) 出席停止

学校感染症による欠席の場合は、所定の用紙により保健部へ届け出ること。

5 定期テストについて

(1) テスト中は名簿順に着席すること。（講座出席簿の番号順、教壇に向かい左側前方より着席する。）

(2) テストの前日に机の中の持ち物を全て持ち帰ること。机上や周りの落書きも消すこと。

(3) 鉛筆・シャープペンシル・消しゴム以外の不必要なものを机の上に置かないこと。

体調等の関係でティッシュペーパーを机上に置くことや膝掛けを使用したい場合はテスト開始前に監督の先生に申し出ること。かばん等の持ち物はテスト開始前に先生の指示に従って置くこと。時計が必要な場合は、各自で用意すること。

(4) テスト開始5分前には、準備を終えて着席し、私語をせず静かに待つこと。

(5) テスト開始後15分を超えて遅刻した場合は、教室へ入ることができない。また、テスト終了時間までは退室できない。

(6) 受験中は、私語を慎み、物の貸し借りをしないこと。用事のある場合は、静かに挙手して監督の先生の指示に従うこと。

(7) 答案は、学年・組・番号・氏名を明記し必ず提出すること。

(8) 当該テストが終了しても、監督の先生的答案回収などの作業が終了するまでは、教室から出ないこと。また、受験中の他の生徒の迷惑にならないよう、教室に近づかないこと。

- (9) テストに関わる不正行為は一切禁止する。
テストに関わる不正行為（次のア～キ）を行った場合は、生徒指導の対象とする。
- ア 受験中に不正行為の資料となるものを持っていた場合、あるいは机の中に入れていた場合
 - イ 受験中に私語や記号、サイン等により他人と連絡した場合
 - ウ 受験中に前後左右の傍見をした場合
 - エ 受験中に物品の貸し借りをした場合
 - オ 受験中に携帯電話等の通信機器の携帯があった場合
 - カ 受験中に限らず不正な方法で点数を得た場合、あるいは得ようとした場合
 - キ その他不正行為とみなされる場合
- (10) 病気等やむを得ずテストを欠席する場合は、始業までに必ずWEB上のフォーム、または電話でHR担任あるいは教育推進部へ連絡すること。その際は、関係医療機関で受診のうえ、受診したことを証明できるもの（調剤明細書の写、薬情報の写等）を保管し、HR担任に提出すること。
- (11) テスト時間割は、原則として10日前に発表される。

6 施設・設備の使用等について

- (1) 施設設備及び校内の備品を借用する場合は、所定の手続きを取ること。
- (2) 学校の施設・設備は大切に使用すること。施設・設備を破損または汚損した場合は、生徒指導部に届け出ること。破損、汚損の状況により実費弁償を求められることがある。
- (3) 施設・設備の使用する時は、ルールを守り、節電、節水、ゴミの分別・減量を心掛けるとともに、後片付け、消灯、窓等の施錠を行うこと。
- (4) 食堂については、決められた時間のみにルールを守って利用すること。
- (5) 火気の使用はいかなる場所でも一切禁止する。
- (6) ポスター等の掲示、印刷物の配布については、事前に生徒指導部の承認を受けること。掲示物は、掲示期間の終了日に責任者が取り外すこと。
- (7) 校内においてチケットや物品を販売する場合は、事前に生徒指導部の許可を得ること。

7 部活動について

- (1) 部活動は、高校生活をより充実させ、豊かにすることを目的とする。
- (2) 部活動を行う場合は、活動計画を立て「月間活動計画」を提出し承認を受けること。
- (3) グラウンド、体育館等の施設を使用する場合は、定められたルールを守ること。
- (4) 部活動の開始、終了時間については別に定める指示に従い、完全下校を守ること。
- (5) 定期テスト1週間前から最終日のテスト終了までの期間は、原則として部活動を停止する。ただし、以下の場合は認めることがある。
 - ア テスト期間中またはテスト後2週間以内に公式戦の予定があり、活動が必要な場合。
 - イ その他、学校として必要と認めた場合。
- (6) 入部・退部については、入部届・退部届を提出し承認を得ること。入部は、1人1部を原則とする。ただし、希望がある場合、生徒本人の状況等を考慮し担任、顧問が認めた時は複数部入部することができる。